

## 議案第11号

四條畷市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月26日 提出

四條畷市長 東 修 平

### 提案理由

政務活動費事務のデジタル化の実証実験に伴う規定の整備等、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

## 四條畷市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

四條畷市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「領収書その他当該支出の事実を証する書類及び当該支出の内訳を記した書類」を「領収書の写しその他当該支出の事実を証する書類及び当該支出の内訳を記した書類又は議長が指定する電子情報処理組織を用いた電磁的記録」に改める。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（議長等が欠けている場合の特例）

第10条 議員の任期満了、議会の解散その他の事由により議長及び副議長がともに欠けている場合のこの条例（第7条を除く。）の適用については、条例中「議長」とあるのは、「議会事務局長」とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の四條畷市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、令和6年6月11日から適用する。